

「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の施行に関する趣旨説明

「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例」（平成27年12月28日条例第69号）について、行政運営の効率化を図るため、業務において職員の個人番号カードの利用が可能となるよう条例名及び条文が改正（令和5年3月28日公布）されたことに伴う改正。